

三島市屋外広告物条例による屋外広告物誘導整備地区  
(東駿河湾環状道路沿道地区)の指定の告示

三島市屋外広告物条例(平成23年三島市条例第17号)第7条第1項、第2項及び第3項、並びに三島市屋外広告物条例施行規則(平成23年三島市規則第32号)第6条第1号及び第2号の規定により屋外広告物誘導整備地区を次のとおり指定する。

平成27年3月26日

三島市長 豊岡 武士

1 名称

屋外広告物誘導整備地区「東駿河湾環状道路沿道地区」

2 基本方針

東駿河湾環状道路は、東名沼津インターや新東名長泉沼津インターと箱根、伊豆の一大観光地を接続し、多くの観光客に利用されている。また、各インターチェンジ周辺は市の玄関口であり、特に三島塚原インター周辺は箱根への玄関口でもあり、訪れた人々の目に最初に触れ、各観光エリア等の訪問への期待につながる場所である。

また、沿道の豊かな自然や、雄大な富士山、箱根の山並み、駿河湾等の優れた眺望に相応しい、景観に調和した屋外広告物の整備、整序を推進し、地域のイメージアップや魅力の向上につなげる必要がある。

特に、世界文化遺産に登録された富士山の眺望については、積極的にその保全を図っていくことが求められている。

このようなことから、東駿河湾環状道路の沿道を「屋外広告物誘導整備地区」に指定し、次の(1)～(3)の基本方針に基づき広告物等の表示や設置を目指すこととする。

(1) 自然環境や道路景観と調和した広告物等への誘導

形状や掲出位置の制限を加え、特に色彩については使用できる色相を絞り、低明度、高彩度のものを避けることで、良好な沿道景観づくりを推進する。

(2) 優れた眺望を保全し、運転者に圧迫感を与えない広告物等への誘導

富士山や箱根の山並み、三島・沼津の市街地など優れた眺望を遮ることがないように配置、面積、数量などを誘導する。

(3) 案内図板等の表示の適正化と地域特性を踏まえた規制

案内図板等の設置許可基準を追加し、表示の適正化を図り、見やすさなど観光客等に配慮するとともに、

単に規制を強化するだけでなく、伊豆・箱根の玄関口である本市の特性を踏まえた規制を行う。

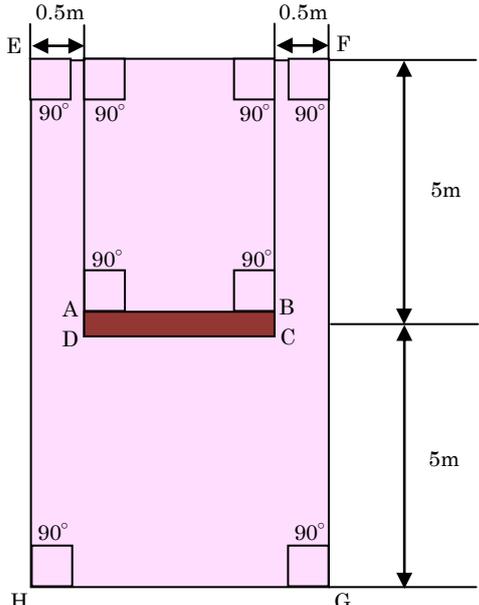
### 3 指定区域

東駿河湾環状道路の両側50m以内の区域とする。

但し、防音壁及び山岳等の自然の立地条件により展望できない区域を除く。

### 4 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準（整備基準）

#### (1) 第2種特別規制地域における案内図板等の設置許可基準

項目	整備基準
案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のり	20 キロメートル以内のものであること。
相互間距離	<p>下図の E 点、F 点、G 点及び H 点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。</p> 
板面の縦の長さ	1.5m 以下
板面の横の長さ	「縦<横」であること。
表示面積	3 平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。
板面の角度	東駿河湾環状道路の中心線に対し、おおむね垂直であること。

案内表示の面積	案内表示の面積は、板面の表示面積の3分の1以上とすること。
地図・矢印	事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地の色彩 色相10YR、かつ明度3以上6以下、彩度1以上6以下であること。</li> <li>・文字、地図、矢印の色彩 色相10YR、かつ明度8以上であること。</li> </ul>
写真、絵(イラスト、商標等)の表示	写真、絵(イラスト、商標等)は表示してはならない。
板面で使用できる色数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地の色 1色とする。</li> <li>・文字、地図、矢印の色 3色以内とする。</li> </ul>
電飾設備	電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物(案内広告を直接照らすものを除く。)その他これらに類するものを使用しないものであること。
脚の色	ダークブラウン(10YR2/1)とすること。
設置箇所	各インターチェンジ近くに設置することが望ましい。